

通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第 37 条第 1 項と労働関係調整法施行令第 10 条の 4 第 1 項の規定に基づいて、全日本国立医療労働組合から、以下のとおりストライキ等の争議行為を行う旨の通知がありましたので、同条第 4 項の規定に基づいてお知らせします。

1 開始日

平成 27 年 12 月 21 日以降

2 場所

別表に掲げる独立行政法人国立病院機構の各施設

3 要求事項

賃金引上げ等

平成 27 年 12 月 18 日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別 表

北海道	函館病院、八雲病院、北海道がんセンター、北海道医療センター、帯広病院及び旭川医療センター
青森県	弘前病院、青森病院及び八戸病院
岩手県	岩手病院、盛岡病院、釜石病院及び花巻病院
宮城県	仙台医療センター、宮城病院及び西多賀病院
秋田県	あきた病院
山形県	山形病院及び米沢病院
福島県	福島病院及びいわき病院

茨城県 水戸医療センター、霞ヶ浦医療センター及び茨城東病院
栃木県 栃木医療センター及び宇都宮病院
群馬県 高崎総合医療センター及び西群馬病院
埼玉県 埼玉病院、西埼玉中央病院及び東埼玉病院
千葉県 千葉医療センター、千葉東病院、下志津病院及び下総精神医療センター
東京都 東京医療センター、東京病院及び村山医療センター
神奈川県 相模原病院、横浜医療センター、神奈川病院及び久里浜医療センター
新潟県 新潟病院、西新潟中央病院及びさいがた医療センター
富山県 北陸病院及び富山病院
石川県 金沢医療センター、石川病院、七尾病院及び医王病院
福井県 あわら病院及び敦賀医療センター
山梨県 甲府病院
長野県 信州上田医療センター、まつもと医療センター、東長野病院、まつもと医療センター及び小諸高原病院
岐阜県 長良医療センター
静岡県 静岡医療センター、天竜病院、静岡てんかん・神経医療センター及び静岡富士病院
愛知県 豊橋医療センター、名古屋医療センター、東名古屋病院及び東尾張病院
三重県 三重中央医療センター、三重病院、鈴鹿病院及び榑原病院
滋賀県 東近江総合医療センター及び紫香楽病院
京都府 京都医療センター、舞鶴医療センター、南京都病院及び宇多野病院
大阪府 大阪医療センター、大阪南医療センター、近畿中央胸部疾患センター及び刀根山病院
兵庫県 姫路医療センター、神戸医療センター、兵庫中央病院及び兵庫あおの病院
奈良県 奈良医療センター及びやまと精神医療センター

和歌山県 南和歌山医療センター及び和歌山病院
鳥取県 米子医療センター及び鳥取医療センター
島根県 浜田医療センター及び松江医療センター
岡山県 岡山医療センター及び南岡山医療センター
広島県 福山医療センター、広島西医療センター、呉医療センター、
東広島医療センター及び賀茂精神医療センター
山口県 関門医療センター、岩国医療センター、山口宇部医療セン
ター及び柳井医療センター
徳島県 徳島病院及び東徳島医療センター
香川県 四国こどもとおとなの医療センター及び高松医療センタ
ー
愛媛県 四国がんセンター及び愛媛医療センター
高知県 高知病院
福岡県 小倉医療センター、九州がんセンター、九州医療センター、
福岡東医療センター、福岡病院及び大牟田病院
佐賀県 佐賀病院、嬉野医療センター、東佐賀病院及び肥前精神医
療センター
長崎県 長崎医療センター、長崎病院及び長崎川棚医療センター
熊本県 熊本医療センター、熊本再春荘病院、熊本南病院及び菊池
病院
大分県 大分医療センター、別府医療センター及び西別府病院
宮崎県 都城医療センター、宮崎病院及び宮崎東病院
鹿児島県 鹿児島医療センター、指宿医療センター及び南九州病院
沖縄県 沖縄病院及び琉球病院